

# 実施規定

(レギュレーション) Ver.2 2012/06/01

## 目 次

《総 則》				5
第1条	大会名称	第 7 条	後 援	
第 2 条	開催主旨・理念	第 8 条	協 賛	
第 3 条	主催	第 9 条	大会組織図	
第 4 条	主管及び事務局	第 10 条	大会役員	
第 5 条	開催期日	第 11 条	事務局	
第 6 条	開催場所			
	$W \cdot G \cdot C \cdot$	ソーラー&FCカー・	ラリー	
		, , , , , , ,		
// 华· 1 · 主 \\	<b>海</b>			0
《第 1 章》 第 1 冬	理 呂 <u></u> プログラム	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 異議申立て	8
	大会の名称及び概要		事実認定	
	大会の名称及び城安主		<del>事</del> 夫配足 ブリーフィング	
	ェー催 主管及び事務局		競技車両の識別	
			競技単画の画別 IDカード	
	日程及び開催地		公式通知	
	費のお子	<b> </b>	公式通知	
<b> </b>	規定の改正			
《第 2 章》	エントリー			9
	・エン (**) 参加資格	······ 笙 17 冬	 申込み期間	3
	クラス		エントリー内容の変更	
	チームの代表者及び		ドライバーの体重	
为 10 示	ドライバーの資格	<i>ऋ</i> 10 ऋ		
《第 3 章》	参加料			11
	エントリーフィー			
《第 4 章》	保 険			11
	損害の補償			
《第 5 章》	車両の仕様			11
第 22 条	動力・ソーラーパネル	第 25 条	スタビリティ	
第 23 条	バッテリー	第 26 条	競技車両の仕様	
第 24 条	バッテリーの保管	第 27 条	データシート	
《第 6 章》	公式車両検査			14
第 28 条	不正行為	第 30 条	必要書類	
第 29 条	公式車両検査			

《第7章》	競 技				15
第 31 条	走行		第 37 条	走行記録	
第 32 条	スタート		第 38 条	計時	
第 33 条	ゴールの最終期限		第 39 条	移動、牽引、運搬	
第 34 条	スケジュール		第 40 条	リタイア	
第 35 条	コース指示		第 41 条	コントロールポイン	-
第 36 条	コースの変更・修	Ē	第 42 条	マナー	
《第8章》	サービス				17
第 43 条	サービス				
《第 9 章》	コースマーシャル				17
第 44 条	コースマーシャル				
					17
第 45 条	取り付け義務のあ	る表示			
《第 11 章》	広告及び結果の公表				17
第 46 条				結果の公表	
《第 12 章》	夜間の保管				18
第 48 条	夜間の保管				
《第 13 章》	レース結果				18
第 49 条	優勝及び入賞の決	定	第 51 条	最終結果	
第 50 条	途中経過				
	違反・義務不履行・	ペナルティ			18
第 52 条	審査委員会による	v	第 53 条	失格	
	審議の対象とな	る行為			
《第 15 章》	賞				19
第 54 条	賞典				
《第 16 章》	本規定の適用と補足				19
第 55 条	本規定の解釈		第 56 条	公式通知の発行	
《附則》	適用の期日				19
	ι	ペナルティリス	<		20
		参 加 要 項			別紙

# 総則

#### 《総 則》

#### 第 1 条 大会名称

本大会を『ワールド・グリーン・チャレンジ』(略称『W.G.C.』)と称する。

#### 第2条 開催趣旨・理念

- 1)太陽(ソーラー)などのクリーン・エネルギーの開発と活用の促進を図るとともに、次代 を担う若者たちにロマンと夢を、そしてエンジニアに技術実験の場を提供する。
- 2) ソーラーエネルギーなどの有効性・可能性を広く全国・全世界に情報発信し、環境・エネルギー問題への関心を高める。
- 3)美しい地球を守り次世代に引き継ぐため、共通の目的に取り組む仲間 太陽とともだち... の輪を更に大きくする。
- 2 メーン・テーマ 『クリーン・エネルギーの探求とニューテクノロジーの挑戦』
- 3 キャッチ・フレーズ 『太陽とともだち.....』

#### 第3条 主 催

『ワールド・グリーン・チャレンジ組織委員会』(以下『組織委員会』と称す。)

#### 第 4 条 主 管及び事務局

主 管 『ワールド・グリーン・チャレンジ実行委員会』 事務局 NPO 法人「クリーン・エナジー・アライアンス (Clean Energy Alliance)」

#### 第 5 条 開催期日

『ワールド・グリーン・チャレンジ・ソーラーバイシクル・レース』
2012年7月29日(日) カテゴリーA・B 100kmマラソンカテゴリーS・F 耐久ラリー

『ワールド・グリーン・チャレンジ・ソーラーカー・ラリー』 2012年7月29日(日)~7月31日(火)

#### 第 6 条 開催場所

本大会は、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』(1周25.000km)において開催される。

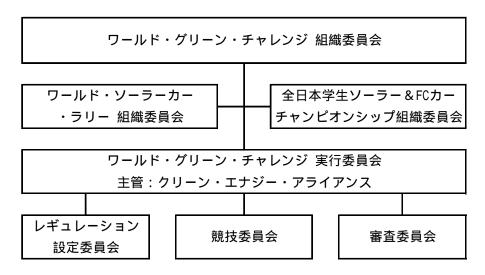
#### 第7条 後援(予定)

秋田県、大潟村、日本太陽エネルギー学会、NPO法人 環境あきた県民フォーラム ほか

#### 第8条 協 賛(予定)

主旨に賛同する企業、機関、団体 など

#### 第 9 条 大会組織図



# 第10条 大会役員 別途役員名簿による。

#### 第11条 事務局

事務局を、NPO 法人「クリーン・エナジー・アライアンス」内に置く。 〒010-0445 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 · 1 7 村民センター内

> TEL / FAX : 0185 - 45 - 3339 E-mail : wsr@ogata.or.jp

ワールド・グリーン・チャレンジ・ ソーラーカー・ラリー

#### 《第1章》運 営

#### 第1条 プログラム

2012年6月28日 エントリー締め切り

太陽電池、バッテリー、燃料電池のデータシート提出締め切り

2012年7月28日 入村受付 車両検査

#### 第2条 大会の名称及び概要

『ワールド・グリーン・チャレンジ』 (以下『本大会』と称す。)

2 本大会は、太陽光・水素など再生可能なエネルギー源で約24時間を走破する大会である。

#### 第3条 主催

『ワールド・グリーン・チャレンジ組織委員会』

#### 第4条 主管及び事務局

主 管 「ワールド・グリーン・チャレンジ実行委員会」 事務局 「NPO法人クリーン・エナジー・アライアンス」

#### 第5条 日程及び開催地

本大会は 2012 年 7 月 2 8 日  $\sim$  7 月 3 1 日までの間、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』 (1 周 2 5 k m) において開催される。

#### 第6条 費用

本大会の経費は、WSR・JISFC等各団体の分担金で賄うものとし、本規定において通貨はすべて日本・円とする。

#### 第7条 規定の改正

本大会の競技委員会は本規定を変更することができる。

#### 第8条 異議申立て

異議申立て行う場合には、対象となる事態の発生から1時間以内に、書面にて提出しなければならない。

- 2 異議申立てを行うことができるのは各チームの代表者に限られる。
- 3 審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。
- 4 競技時間中の規則違反、不正行為に対する抗議は、その日の競技終了後1時間以内とする。
- 5 競技の結果に対する抗議は、各競技日の暫定結果発表後30分以内でなければならない。
- 8 審査後、ただちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期 することができる。

#### 第9条 事実認定

大会役員または競技委員会が事実認定を行うものとする。

#### 第10条 チームの代表者及びドライバーズ・ブリーフィング

チームの代表者及びドライバーは、大会競技委員会が実施するブリーフィングに参加しなければならない。

#### 第11条 競技車両の識別

各チームにナンバーを割り当てる。

#### 第12条 IDカード

各チームのドライバー、ピットクルーにIDカードを配布する。

#### 第13条 公式通知

その他本規定以外に必要な事項に関しては、ブリーフィングの会場及び公式通知にて公示する。

#### 《第2章》エントリー

#### 第14条 参加資格

本大会の参加チームのメンバーは、本規定を理解した上これを遵守することに同意するものとする。チームメンバーとは、登録された代表者、ドライバー、ピットクルー及びその他のメンバーをいうものとする。

#### 第15条 カテゴリー&クラス

- 1. ソーラーカー部門(ワールド・グリーン・チャレンジ・ソーラーカー・ラリー)
  - (1) チャレンジクラス (SC-C): 最大車両寸法 全長 5 m×全幅 1.8 m×全高 1.6 m 無制限クラス(車両の仕様参照)
  - (2) ハーフサイズクラス (SC-H) : 最大車両寸法 全長4m×全幅1.5m×全高1.6m 標準生産型太陽電池・標準生産型鉛蓄電池制限クラス
  - (3) ジュニア・クラス (SC-J) : ハーフサイズ・クラスの高校生部門

(学校名でのエントリー、1名以上の指導者または教員がメンバーに登録されていること、登録メンバーの半数以上が学生であること。)

(4) アドベンチャークラス (SC-A): 上記以外の車両で、過去のソーラーカーラリー等に参加実績のある車両。

A 項 2012 年までに大会出場実績がある車両で(1)~(3)に適合 しない車両は全てアドベンチャークラスとする。

B 項 アドベンチャークラスの車両には性能差を調整する為のハ

ンディキャップを課すものとする。

#### 2. 燃料電池車部門(ワールド・グリーン・チャレンジ・FCカー・ラリー)

(1) 燃料電池車両(FC-V)クラス : 燃料電池搭載の車両

最大車両寸法 全長4m×全幅1.5m×全高1.6m (但し、トレッドを1m以上とする)

燃料電池発電量 無制限、

標準生產型鉛蓄電池 重量45kg以下

(2) ハイブリット(FC-HV)クラス:燃料電池と太陽電池のハイブリッド車両

最大車両寸法 全長4m×全幅1.5m×全高1.6m

(但し、トレッドを1m以上とする)

燃料電池発電量 無制限、

標準生產型鉛蓄電池 重量22.5 kg以下

#### 3. グリーンフリート部門(グリーンフリート・チャレンジ)

- (1) グリーンフリートクラス(GF-C): 持続可能な社会を構築する為に役立つ技術やシステム の実験及び発表の為の部門で、審査委員会が参加を認め たものに限る。
- 備 考:上記各部門及びクラスの出場台数が3台に満たない場合は、クラスとしては成立せず、 その際の区分は大会競技委員会により決定される。

#### 第16条 チームの代表者及びドライバーの資格

ドライバーは、日本国内の道路を走行するために必要な普通運転免許証所持者とする。 ただし大会競技委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

- 2 ドライバーは2~4名で構成するものとする。競技時間中はドライバーのみが競技車両の 運転を行うことができるものとする。ただし大会競技委員会が特に認めた場合に限り、登 録ドライバーの変更ができる。
- 3 いずれの搭乗者も一人の総乗車時間が18時間を超えてはならない。また同一の搭乗者が 継続して3時間以上の乗車をした後、新たな周回に入る場合は、各チームのピットにおい て20分以上休憩しなければならない。
- 4 搭乗者とは、ドライバー及び2人乗り車両の同乗者をいう。
- 5 競技中の搭乗者交代は、登録された範囲内で、各チームのピットにおいてのみ自由に行う ことができる。
- 6 競技役員の判断で、コース中であっても搭乗者の交代を命ずることができる。この時、交 代する搭乗者は大会競技委員会の用意した車に乗るか、もしくは徒歩で当該地点まで行か なくてはならない。
- 7 各チームの代表者は、メンバーの行動に責任を負うものとし、20才以上でなければならない。20才未満のメンバーの参加に関しては、申込み時に親権者の承諾書を添えるものとする。

#### 第17条 申込み期間

エントリーの受付は2012年6月10日より2012年6月28日までとする。

#### 第18条 エントリー内容の変更

チームの代表者は、予定されている車検の日時まで、競技車両の仕様やメンバー等の変更を行うことができる。バッテリー等の仕様変更は 2012 年 6 月 2 8 日までとする。ただし変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。

#### 第19条 ドライバーの体重

各ドライバーの体重は運転用のウェアを含め80kg以上とし、80kgに満たない場合、不足分をバラストで調整する。

- 2 バラストの個数は全ドライバーが共通で使用するもの、各ドライバーが個別に使用するもの それぞれ1個までとする。但し、1個が10kgを超える場合は2分割できるものとする。
- 3 2人乗り車両の場合、合計体重は160kg以上とし、160kgに満たない場合、不足分を バラストで調整する。
- 4 ドライバーは運転時にそのバラストを車に積み込まなければならない。バラストは車両に 固定するものとする。但し、車両の構造体として使用してはならない。
- 5 各ドライバーのバラストについては、競技中に再計測する場合がある。
- 6 グリーンフリート部門は体重を制限しない。

#### 《第3章》参加料

#### 第20条 エントリーフィー(参加料)

参加料は30,00円とする。

ただし、納付先はそれぞれの所属団体(WSR・JISFC)とする。

2 大会運営の都合上、参加者に負担を求める経費等は別に定める「参加要項」によるものと する。

#### 《第4章》 保 険

#### 第21条 損害の補償

メンバーは、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、大会競技役員、並びにコース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

2 メンバーは全員、本大会に関し所定の傷害保険に加入しなければならない。

#### 《第5章》車両の仕様

#### 第22条 動力・ソーラーパネル・燃料電池

ソーラーカー部門は太陽光エネルギーを、燃料電池部門は与えられた水素を、FC ハイブリッドクラスはその両方を動力源とし、競技車両の推進力に用いることができる。

- 2 太陽光収集装置は規定の範囲で装備することができる。ただし走行中に可動してはならない。
- 3 ハーフサイズクラス及びジュニアクラスに関しては、使用可能な太陽電池を、2012 年6月 28日までに一般的に市販されているものに限定する。市販品の証明は製造メーカーの仕 様書によるものとする。(2012 年6月28日までにメーカー、型式、発電量、性能等のデ ータシートを提出)
- 4 アドベンチャークラス及びチャレンジクラスの太陽光収集装置は、化合物系 3 ㎡、シリコン系 6 ㎡とする。
- 5 ハーフサイズクラス及びジュニアクラスは、発電量を480W以下とする。
- 6 規定オーバー分のソーラーパネルは遮蔽シート等で覆わなければならない。
- 7 事故或いは故障の場合以外、セル、モジュールを交換してはならない。(事故或いは故障の場合に限り競技委員会の許可を得て、同一メーカーの同一タイプのものに交換できる。)
- 8 燃料電池部門において搭載する燃料電池は自由とする。
- 9 燃料電池部門で使用する水素ボンベは大会側が支給するものに限る。

#### 第23条 バッテリー

バッテリーの種類ごとの最大重量は次の各号によるものとする。 (第15条参照)

(1) チャレンジクラス

リン酸鉄リチウム	$24\mathrm{kg}$	鉛	7 5 kg
リチウム・ポリマー	$1~4\mathrm{kg}$	ニッケル・亜鉛	$4.5\mathrm{kg}$
リチウム・イオン	$1.4\mathrm{kg}$	銀亜鉛	$24\mathrm{kg}$
ニッケル・水素	4 2 kg	ニッケル・鉄	6 0 kg

\*2種以上のバッテリーを組み合わせる場合は、各種バッテリーの重量換算に適合すること。

例〕鉛バッテリー50% (37.5 kg) とニッケル・亜鉛バッテリー50% (22.5 kg) の組み合わせ可

(2)ハーフサイズクラス及びジュニアクラス

鉛(市販品・制御弁式) : 45kg

(3)アドベンチャークラス

リン酸鉄リチウム	$2.4\mathrm{kg}$	鉛	7 5 kg
リチウム・ポリマー	$1.4\mathrm{kg}$	ニッケル・亜鉛	$4.5\mathrm{kg}$
リチウム・イオン	1 4 kg	銀亜鉛	$2~4\mathrm{kg}$
ニッケル・水素	4 2 kg	ニッケル・鉄	6 0 kg

\*2種以上のバッテリーを組み合わせる場合は、各種バッテリーの重量換算に適合すること。

例〕鉛バッテリー50% (37.5 kg) とニッケル・亜鉛バッテリー50% (22.5 kg) の組み合わせ

(4) FCV・クラス

鉛(市販品・制御弁式) : 45kg

(5) FCHV・クラス

鉛(市販品・制御弁式) : 22.5 kg

- 2 バッテリーは再充電できるものでなければならない。
- 3 バッテリーは、第1日目スタート以後、日の出から日没までの間に太陽によって充電する ことができ、競技時間中は、回生制動による発電を行うことができるものとする。
- 4 バッテリーは、スタート時点で搭載されたものと同一品及び同数のバッテリーを全行程で 使用しなければならない。
- 5 バッテリーは、ケースに納めて封印が可能な構造としなければならない。このケース重量は、第23条-1項のバッテリー重量には含まないものとする。
- 6 バッテリーの収納ケースは4個以内とする。
- 7 バッテリーの車体への取り付け方法は、封印されたケースごとシャシーにボルトで確実に 固定封印するものとし、クイックリリースは認められない。
- 8 他のエネルギー源及びスペアバッテリーからバッテリーを充電した場合は失格となる。
- 9 バッテリーの重量の証明 : 製造メーカーの仕様書によって証明できるものでなければならない。 (2012 年 6 月 2 8 日までにメーカー、型式、重量等のデータシートを提出)
- 10 事故或いは故障の場合以外、バッテリーを交換してはならない。事故或いは故障の場合は、 競技委員会の承認を得た上、あらかじめ登録されたスペアバッテリーとのみ交換できるも のとする。ただしこの場合ペナルティの対象となる。
- 11 パワー用コンデンサーを使用する場合は、第1日目スタート前に電荷がゼロであることの 証明ができなければならない。
  - パワー用コンデンサーの表現は、一般的なコンデンサー用途上の区別とは異なり、本大会においては『比較的容量の大きいコンデンサー (スーパーキャパシター等も含む)が搭載されており、走行エネルギーマネージメントの中で、一時的に走行エネルギーを担う、と判断される場合、これをパワー用コンデンサー』とする。
- 12 フライホイールを使用する場合、スタート前に回転していないことの証明ができなければならない。
- 13 本大会で使用可能な鉛バッテリーは標準生産型の制御弁式とする。

#### 第24条 バッテリーの保管

夜間、登録封印されたバッテリーすべてをバッテリー保管庫に搬入しなければならない。 (第48条参照)

2 スペアとして登録されたバッテリーは、競技期間中バッテリー保管庫にて保管される。 (スペアバッテリーを必要としないチームはこの限りではない。)

#### 第25条 スタビリティ

競技車両は、最高速度での走行時、通常の風速下において、コントロールを失うことなく、 安全に走行することができなければならない。安全性に支障があると競技委員会が判断し た場合、改善もしくは出場停止を命ずることがある。

#### 第26条 競技車両の仕様

- 1. 車両のサイズ
- (1-1) チャレンジクラスは長さ5m、幅1.8m、高さ1.6mを超えてはならない。
- (1-2) ハーフサイズクラスは長さ4m、幅1.5m、高さ1.6mを超えてはならない。
- (1-3) <u>アドベンチャークラス</u>の車両の大きさは、それぞれが参加した大会の規定を満たしている事を証明しなければならない。
- (1-4) <u>燃料電池搭載クラスの車両</u>の大きさは、長さ $4m \times m1$ .  $5m \times m$  高さ1. 6mを超えてはならない。(但し、トレッドを1m以上とする)
- (1-5) <u>燃料電池ハイブリッドクラス</u>の車両の大きさは、長さ $4m \times m1$ .  $5m \times a$ さ1. 6m を超えてはならない。 (但し、トレッドを1m以上とする)

#### 2. ブレーキ :

- (2-1) 独立した2系統以上の制動装置を装備していること。
- (2-2) この2系統に回生制動は含まない。
- (2-3) 時速35km/hから12.5m以内に停止できなければならない。
- (2-4) サイドブレーキは、メインブレーキと別系統で、8%勾配の坂で停止できること。
- 3. 視界 : 全方向について、ドライバーの位置から通常の自動車と同様の視界が確保できなければならない。
- (3-1) 後方の視界はエレクトロニクスによるものでもミラーによるものでもよい。
- (3-2) ドライバーの目の高さは、最低70cm、ハーフサイズクラスは最低60cmとする。

#### 4. 電装品:

- (4-1) ブレーキランプ (赤色、後方  $3.0\,\mathrm{m}$  で点灯が確認可)、方向指示器 ( $6.0\,\mathrm{\sim}\,1.2\,0\,\mathrm{t}$  クル、橙色、前後  $3.0\,\mathrm{m}$  で左右点灯が確認可)、ハザードランプ、クラクション ( $9.0\,\mathrm{t}$  ホーン以上)を装備しなければならない。
- (4-2) 前項の電装品に限り、12V3Ah の小形制御弁式鉛蓄電池(市販品)1個の搭載を許可し、主電源から独立配線するものとする。このバッテリーは第23条のバッテリー重量には含まないものとし、競技期間中の充電及び交換を認める。
- (4-3) 競技車両に搭載する<u>コンピュータの内蔵電源(100wh 以下の市販品に限る)</u>は第2 3条のバッテリー重量には含まないものとし、競技期間中の充電及び交換は原則として 認めない。
- (4-4) <u>燃料電池の起動用バッテリー(100wh以下の市販品に限る)</u>は第23条のバッテリー重量に含まないものとし、競技期間中の充電及び交換は原則として認めない。

#### 5. 通信機 :

- (5-1) 無線機等(携帯電話・PHSを含む)を使用する場合、国内の無線関係法規を遵守しかつハンズフリー装置等を使用しなければならない。
- (5-2) ドライバーが使用する無線機等の内蔵電池は第23条のバッテリー重量には含まないものとし、競技期間中の充電及び交換を認める。
- 6. ドライバーは電気的ショックから保護されていなければならない。
- 7. 30V以上の電圧を使用するときは、高圧警告表示をしなければならない。
- 8. 高速回転体(チェーン、スプロケット、ギア、シャフト等)には保護カバーを施さなければならない。
- 9. シートベルト (3点式以上)を装備しなければならない。
- 10. スピードメーター: 正確に作動するスピードメーターを装備しなければならない。
- 11. けん引用穴あきブラケット: すべての車両の前部にけん引用の穴あきブラケット(黄色或いは赤色または橙色に塗装)がしっかりと取り付けられなければならない。
- 12. 消火器 : すべての車両は内容物が 2 ポンド (9 0 7 g) 以上の粉末またはハロンの手動式消火器の取り付けが義務付けられる。
- 13. コックピット: コックピット内には危険な突起物があってはならない。
- 14. ハンドル: チャレンジクラスの競技車両は円形のハンドルを備えなければならない。
- 15. シート角度: チャレンジクラスの競技車両のシート角度は垂直面から 27°以上であって はならない。
- 16. ドア: クローズドボディの車両では<u>コックピット内外から開閉操作が可能なドア</u>を設置しなければならない。
- 17. ドア・キャノピー・ハッチ等の固定の為に外部からのテープの使用を認めない。
- 18. ドライバーは通常のドライビングポジションから<u>15秒以内に自力で脱出</u>出来なければならない。
- 19. すべての競技車両は、転倒時、ドライバーの頭部を保護する構造であることが望ましい。
- 20. すべての競技車両は、サーキットブレーカー(外部からの電源遮断スイッチ)を装備し、青地に赤い矢印による表示をすること。

#### 第27条 データシート

2012 年6月28日までに競技車両の太陽電池、バッテリーの製造メーカーの仕様書を提出するものとする。

但し当大会において過去に使用実績のあるものについては提出を要しないものもある。

#### 《第6章》公式車両検査

#### 第28条 不正行為

競技中或いは車検において、メンバーが本規定に対し故意に違反を犯し、他のチームに対する有利を不正に得ようとしたと審査委員会が判断したチーム、または競技の精神に反していると審査委員会が判断したチームは、失格とする。

#### 第29条 公式車両検査

競技車両は全車、所定日時にスタート可能な状態で車検を受けるものとする。この車検は、 競技車両が本規定に合致していることを確認するために行うものである。車検に不合格と なった車両は本大会に出場することはできない。ただし大会競技委員会が特に認めた場合 はこの限りではない。

2 各競技車両は、車検終了後及び競技時間内は、ピットにおいて保管する。再車検を申請する場合或いは所定の時刻に遅れた場合は、ペナルティを課す場合がある。

#### 第30条 必要書類

ドライバーは日本国内の道路を走行するために必要な普通運転免許証及びその他の書類を 準備しなければならない。ただし競技委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

#### 《第7章》競技

#### 第31条 走行

全競技車両は車検及び競技走行中、指定されたコースのみを使用し走行しなければならない。

- 2 ドライバー以外の者は、競技中、競技車両を運転してはならない。
- 3 ドライバーは、いかなる場合も逆方向に走行したり、ショートカットをしてはならない。
- 4 ドライバーは、競技車両を停止せざるを得ない場合、理由の如何を問わず、他の競技車両にとって危険となったり障害にならないよう、その車両をできるだけ速やかに安全な場所に移動し、所定の停止表示板又は黄旗を掲示しなければならない。
- 5 ドライバーは、競技走行中、常に公式車検に合格したヘルメットを着用し、シートベルト を締めていなければならない。

ヘルメットの規格は次の各規格同等品以上とする。但し、破損や落下させたもの、製造後 10年以上経つものは使用できない。

- 1) MFJ/J A F/FIA 公認品
- 2) JIS2000 規格

フルフェイス型、オープンフェイス(ジェット)型に限る。

3) Snell 規格(自動車規格品)

(Snel195/DOT/ISO motorcycle standards.)

- 6 原則として、速度の遅い競技車両はコースの左側(走行車線)を走行し、速度の速い車両がそれに追いついた場合、追い越し車両は右側車線(追い越し車線)を走行しこれを追い越すものとする。被追い越し車両は、追い越し車両の通過を妨害してはならない。
- 7 ドライバーは速度制限及び追い越し禁止等の指示のある場所においては、一般道と同様に これを守らなければならない。

#### 第32条 スタート

第1日目のスタート順は別途定めるものとし、第2日目は、前日の成績順でのグリッドスタートとする。

- 2 すべての競技車両はスタートの15分前までに所定のグリッドにつき、待機しなければな らない。
- 3 何らかの事情で、スタートの15分前までにグリッドにつけなかった競技車両は、最後尾からスタートするものとする。
- 4 何らかの事情でグリッドにつけなかった競技車両は、ピットからのスタートとし、ペナル ティの対象となる。

#### 第33条 ゴールの最終期限

第1日目及び第2日目は18:00、最終日は15:00以降すべての競技車両にチェッカーフラッグが振られ、これ以降新たな周回に入ることはできない。

- 第1日目及び第2日目は18:00、最終日は15:00でピットロード出口を閉鎖する。
- 3 第1日目及び第2日目は19:00、最終日は16:00をもって競技終了とし、これまでに完了している最後のコントロールラインを通過した記録をもって公式走行記録とする。
- 4 競技時間終了後、コース上に残っている競技車両には、ペナルティが課される。(第39 条参照)

5 順位の決定に関しては、周回数、オーバータイム・ポイント制とし、同一周回数の場合は 基準時(第1日目及び第2日目は18:00、最終日は15:00)からの経過時間合計 の少ない方を上位とする。ただし、オーバータイムが180に達した場合は、ペナルティ Bに降格し、1周減算となる。

#### 第34条 スケジュール

全競技車両は、競技委員会の指示に従ってスケジュール通りに走行しなければならない。

#### 第35条 コース指示

チームの代表者には、エントリー受付と同時にコース説明書を渡すものとする。ただし、 最終的なコース指示は競技前日に行われるブリーフィングにて発表される。

#### 第36条 コースの変更・修正

競技委員会及びコースマーシャルによる指示や表示を守らなければならない。

2 競技委員会はコースを変更することができる。

#### 第37条 走行記録

各競技車両の走行記録の詳細は公式記録員が記録するものとする。

#### 第38条 計時

計時に関する異議申立ては認められない。

#### 第39条 移動、牽引、運搬

競技車両は、緊急の場合に限り、人間が押して安全な場所に移動することができる。

- 2 ゴール地点からピットまで、或いはピットからスタート地点までは手で押して移動することができる。
- 3 ドライバーは、競技車両のコース上での修理が不可能と判断した場合、大会競技委員会の 用意した運搬車両でピットまで運ぶことができる。(第43条参照)
- 4 規定の時間までに戻れなかった競技車両はペナルティの対象となり、自力走行不能な車両は大会競技委員会によって回収される。(第33条参照)
- 5 搬送の際、いかなる回生式のパワーシステムも作動させてはならない。

#### 第40条 リタイア

リタイアする場合は、競技委員会に書面で通知しなければならない。

#### 第41条 コントロールポイント

報道及び車体点検のため、コースに沿ってコントロールポイントを設ける場合がある。

2 コントロールポイントでは、各競技車両は停止し、所定の時間停車しなければならない。

#### 第42条 マナー

全参加車両は事故を防ぐため、良識をもって安全運転を励行しなければならない。

#### 《第8章》サービス

#### 第43条 サービス

競技車両はピットにおいてサービスを受けることができる。

- 2 コース上での修理は競技車両が危険な箇所(追い越し禁止ゾーン等)にある場合を除き、 ドライバー本人があらかじめ搭載してある工具を用いて行うことが可能である。
- 3 ドライバー本人だけで、或いは車載工具だけでは修理不可能と判断した場合、ドライバー本人もしくはピットクルーの要請により、メンバー1名が手で持てる範囲内の工具を携行してコース上の競技車両まで出向くことができる。ただしこの場合は、大会競技委員会の用意した車で移動し、これはペナルティの対象となる。
- 4 コース上での修理が不可能となった場合、ピットまで搬送することができる。ただしこの 時の搬送は大会競技委員会が行い、これはペナルティの対象となる。(第39条参照)
- 5 競技車両は、競技時間内は、監視員の目が届かないところに移動してはならない。
- 6 競技車両の基本的な構造材としてのシャシーは交換することはできないものとする。
- 7 夜間の修理の際、整備場を使用する場合は、競技委員会の許可を得なければならない。

#### 《第9章》コースマーシャル

#### 第44条 コースマーシャル

コース上或いは関連施設の各部所にコースマーシャルを配置する。

- 2 コースマーシャルは安全に競技を進行するために競技車両、ドライバー及びピットクルー の動向をチェックし、それをコントロールする。また明らかに危険と見なされる走行をし ている競技車両に対し、停止を命ずることができる。
- 3 コースマーシャルは本規定の解釈や助言は行わない。
- 4 競技中のドライバーに対する信号合図は、コースマーシャルの旗信号によって行われる。

#### 《第10章》車体に付ける表示

#### 第45条 取り付け義務のある表示

大会競技委員会は本大会及び大会スポンサーのロゴの入った表示を配布するものとする。 これらの表示は、指示に従い競技車両の車体に取り付けなければならない。

2 取り付けに必要な面積は以下のとおりである。

フロント及びリア : 100mm×200mmの大会表示

両サイド : 200mm×500mmの大会表示

3 車両用ゼッケンは白地に黒とし、200m×200mの大きさで両サイドに取り付けるものとする。(第11条参照)

#### 《第11章》広告及び結果の公表

#### 第46条 広告

競技車両の車体に広告を付けることができる。

2 マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

#### 第47条 結果の公表

本大会へ参加することにより、本大会に関連する全チームは、大会組織委員会、本大会の 主要スポンサー及びその関連会社が、その名前や写真をパブリシティに使用することに同 意したものとする。

#### 《第12章》夜間の保管

#### 第48条 夜間の保管

夜間、登録封印されたバッテリーはすべてバッテリー保管庫に保管される。 (第24条参照)

#### 《第13章》レース結果

#### 第49条 優勝及び入賞の決定

本規定に従い、レース終了時点で最も周回数の多い順に優勝、2位、3位とする。同一周 回数の場合は、オーバータイム・ポイントの合計の少ない方のチームが上位となる。

#### 第50条 途中経過

経過スコアを、大会中随時発表する。この途中経過にはペナルティは含まず、また正確かつ最終的なものではない。途中経過を広告に使用することはできない。

#### 第51条 最終結果

最終結果は、競技委員長が承認した後、大会競技委員会が発表する。

#### 《第14章》違反:義務不履行:ペナルティ

#### 第52条 審査委員会による審議の対象となる行為

以下の違反行為を犯したチームには、審査委員会が決定するペナルティを課すものとする。 (ペナルティリスト参照)

- 1. 虚偽の報告
- 2. 規定違反
- 3. 危険な走行
- 4. 第39条に定められた移動に関する違反
- 5. 警察或いは役員の指示に対する不服従
- 6. 追い越し車両への妨害(第31条参照)
- 7. 故意による財産の破損、妨害
- 8. コース指示違反(第35条参照)
- 9. 破損報告義務違反
- 10. コントロールポイントでの停止義務違反(第41条参照)
- 11. ゴール最終期限超過(第33条、第39条参照)
- 12. 制限速度超過(第31条参照)
- 13. 車体の修理・メンテナンスに対するペナルティ(第22条、第23条、第43条 参照)

#### 第53条 失格

以下の違反行為をしたチームは失格となるものとする。

- 1. 無許可のバッテリー交換(第23条参照)
- 2. 無許可の封印の開封(第23条、第48条参照)
- 3. 他のパワーシステムからのバッテリー充電(第23条参照)
- 4. 悪質な違反行為(第28条参照)
- 5. 悪質なマナー違反 (第28条参照)

#### 《第15章》賞

#### 第54条 賞典

次の各号に掲げる賞を設定し、表彰するものとする。

1. 総合優勝 : W.G.C杯

2. クラス別 : 優勝、2位、3位

3.特別賞:4.走行記録証明書

#### 《第16章》本規定の適用と補足

#### 第55条 本規定の解釈

本規定に定められていない事項或いは明記されていない事項については、大会競技委員会が最終的な決定を下すものとする。

- 2 本規定及び本大会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、チームの 代表者は、文書によって申立てができる。
- 3 質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口 頭で通告される。

#### 第56条 公式通知の発行

本規定に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規定発表後に生 じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は以下の方法で全チームに通 知される。

- (1) 2012 年7月25日までは、あらかじめ登録されているチームのメールアドレスにメール配信され、以後は大会競技委員会事務局により、所定の掲示板に掲示されるものとする。
- (2) 競技前及び競技期間中、必要に応じて招集されるブリーフィングにおいて通知されるものとする。
- (3) 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

#### 【附則】

この規定は、『2012 ワールド・グリーン・チャレンジ』に適用されるもので、2012 年6月1日より施行される。

## 【ペナルティリスト】

#### ペナルティの内容

A : OT (オーハ・ータイム) 6 0 加算 OT (オーハ・ータイム) 1 8 0 で B に降格

B : 周回数(1周) 減算

失格:

	課されるペナルティ		
<走行について>			
*定められたコース以外の走行	A		
*登録されたドライバー以外の者の運転	A		
*逆走	В		
*競技中のショートカット	В		
*停止の際の安全義務違反	A		
*ヘルメット、シートベルトの未装着	A		
*緊急車両の走行妨害	A		
*信号遵守義務違反	A		
*走行車線、追い越し車両への妨害	A		
*ピットからのスタート	$A \times 2$		
*走行時間オーバー:			
第1日目、第2日目は19:00を全競技終了時刻とし、この時間ま	でに		
ゴールしない場合は強制搬送される ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	В		
<ul><li>走行不能で搬送された場合 ····································</li></ul>	В		
最終日は16:00を全競技終了時刻とし、この時間までに			
ゴールしない場合は強制搬送される ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	В		
* 故意による走行妨害及び危険な行為(安全走行義務)	失格		
*速度違反(速度指示がある場合) 警告1回目で	В		
同 2回目で	失格		
<ドライバー交代について>			
*交代時のバラスト積載義務違反	A		
*搭乗者の乗車時間オーバー(連続3時間、総乗車時間18時間)	A		
<ピットストップ・車両修理について>			
*後退走行の禁止(手で押し戻すのみ可)	A		
*ピットアウト時の指示違反	A		
*ピットへの搬入・搬出、及びバッテリー保管の指示違反	A		
*コース上での修理(メンバーを派遣した場合)	A		
*競技車両の搬送(走行不能の場合)	В		

## <バッテリー関係について>

* 充電の際、反射板の使用(第 2 2 条)	Α
*夜間のバッテリー保管庫への搬入時の遅刻(第24条、第48条)	Α
*夜間のバッテリー保管庫へ搬入しない場合(第24条、第48条)	失格
*無許可の交換(第23条)	失格
*不正充電(第23条)	失格
*無許可の封印の開封(第23条)	失格

\*第23条の10項により交換した場合

 2周 +
 交換容量(Wh)×3
 周回数減算

 500 Wh
 ※小数点以下切り上げ

\*その他の違反行為については、審査委員会がペナルティを決定する。

主 催: W. G. C. 組織委員会 主 管: W. G. C. 実行委員会

事務局:クリーン・エナジー・アライアンス

〒 010-0443 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-17 大潟村村民センター内 TEL / FAX 0185-45-3339 E-mail wsr@ogata.or.jp ホームページ http://www2.ogata.or.jp/index.htm (大湖ホームページ)